

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、役員及びすべての職員が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制（以下「コンプライアンス体制」という。）を確立し、もって当法人の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役職員は法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

- 2 役職員は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(コンプライアンス担当組織)

第4条 当法人にかかわるコンプライアンス担当組織は以下のものが行う。

- (1) 代表理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) 事務局

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、事務局、コンプライアンス担当理事及び外部有識者を委員とする。

- 2 コンプライアンス委員会は以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

(6) その他、代表理事が諮問した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、第5条2項に規定される事項に応じて、委員長の招集により開催する。

(外部有識者への報酬等)

第7条 外部有識者に対して、委員会開催ごとに社会通念上認められる範囲で報酬を支払うことができる。

2 外部有識者に対して、委員会開催に伴い発生する交通費について、実費額を支払うことができる。

(コンプライアンス違反事業)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに事務局に報告する。

2 事務局は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、代表理事の承認を得て実施する。

3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、事務局を経由することができないときは、代表理事に直接、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 当法人は、必要に応じて役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、理解するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。